



平成 24 年 4 月 5 日

各 位

上場会社名 株式会社トーエネック
代表者 代表取締役社長 越智 洋
(コード番号 1946)
問合せ先責任者 法務室長 藤田 憲邦
(TEL 052-219-1908)

建設業法上の資格取得申請に係る不正行為に関する調査結果について

このたび、当社は、「建設業法上の資格取得申請に係る不正行為」(平成 23 年 12 月 22 日お知らせ済み)に関する調査を完了し、本日、国土交通省中部地方整備局に調査結果を報告いたしましたので、お知らせいたします。

当社としては、二度と同様の事象を発生させることのないよう、国土交通省中部地方整備局のご指導をいただきながら、再発防止策を策定・実施し、社内の意識改革、業務運営方法の見直しを行うことで、お客さまから信頼いただける組織の再構築に、全社一丸となって取り組んでまいります。

記

○ 本件の調査結果(詳細は別紙のとおり)

- ・建設業法上の専任技術者、監理技術者および経営事項審査^{※1}申請時に国に届け出る技術職員、ならびにこれらの技術者となるために必要な国家資格^{※2}保有者の中に、当該技術者・国家資格保有者となるために必要とされる実務経験要件を充足していない者がいた。
- ・その結果、要件未充足の専任技術者・監理技術者の現場配置等があった。

- ※1 ・公共入札に参加するために必要な審査
・建設業者の経営規模(完成工事高、自己資本等)、経営状況、技術力、その他(社会性等)について、数値化して総合的に評価される。
・技術職員数は、技術力の数値に影響する。
- ※2 電気工事業の監理技術者になるために必要な資格として1級電気工事施工管理技士が、管工事業の監理技術者になるために必要な資格として1級管工事施工管理技士等がある。

本件について、今後、当社の業績に重大な影響を与えることが判明した場合には、すみやかにお知らせいたします。

(参考) 当期連結業績予想(平成 24 年 1 月 30 日公表分) および前期連結実績

(単位: 百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期連結業績予想 (平成 24 年 3 月期)	172,000	2,600	3,000	200
前期連結実績 (平成 23 年 3 月期)	167,257	3,217	3,723	2,134

以 上

調査結果

コンプライアンス推進委員会（委員長：社長）のもとに、情報通信部門、営業部門、法務部門、企画部門のメンバーで構成する社内調査チームを設け、資格申請時に記載した実務経験の内容等に関して、資格申請者本人、上司、情報通信部門管理部署担当者等に対する聴き取りや書類確認等により調査した。

1 不正行為の内容（下線部：平成 23 年 12 月 22 日公表後の変更・判明分）

①実務経験による専任技術者・監理技術者に関して、昭和 60 年 7 月から平成 23 年 7 月までに専任技術者として配置された者のうち 24 名（のべ 34 名）、および、平成 23 年 12 月末現在の監理技術者約 900 名のうち 98 名（のべ 122 名）が、当該資格申請時に、事実と異なる実務経験や要件を満たさない実務経験を記載し、資格を取得していた。

②実務経験が資格受験要件等となっている国家資格保有者に関して、平成 24 年 1 月現在の建設業に関わる技術系の国家資格※保有者のべ約 8,700 名のうち 138 名（のべ 156 名）が、当該資格受験申請時に、事実と異なる実務経験や要件を満たさない実務経験を記載し、資格を取得していた。

この結果、国家資格保有に基づく監理技術者の中に、平成 24 年 2 月現在で、当該国家資格受験要件としての実務経験要件を充足していない者が 5 名いた。なお、国家資格保有に基づく専任技術者の中には、要件未充足者はいなかった。

※ 1 級電気工事施工管理技士、1 級管工事施工管理技士等

③一部の従業員について、実務経験に関する錯誤・管理の不徹底から、実際には経営事項審査申請時に届け出ることができる技術職員（主任技術者・監理技術者・国家資格保有者）としての実務経験要件を充足しない者 567 名（のべ 576 名）を、要件充足者として取り扱っていた。

2 不正行為の結果（丸数字は上記不正行為の内容の丸数字と対応）

①－1 平成 19 年 3 月の特定建設業許可更新時に提出した「建設業許可申請書」に添付した「専任技術者証明書」に記載した専任技術者 125 名の中に、専任技術者としての要件を充足しない者 8 名が含まれていた。

①－2 平成 18 年 4 月から平成 24 年 2 月（今回調査時）までに、監理技術者としての要件を充足しない者の現場配置が、電気通信工事に関して、5 件あった。

①－3 平成 18 年 4 月から平成 24 年 2 月（今回調査時）までに、専任技術者や監理技術者の配置が入札参加要件になっている工事のうち電気通信工事に関して、専任技術者としての要件を充足しない者の配置による落札が 47 件、監理技術者としての要件を充足しない者の入札審査書類への記載による落札が 2 件あった。

②国家資格保有による専任技術者・監理技術者に関して、上記①－1～3 のような不正配置・入札参加は、なかった。

③平成 23 年 7 月の経営事項審査申請時に提出した「技術職員名簿（平成 23 年 3 月 31 日現在）」に記載した技術職員 3,491 名（のべ約 4,800 名）の中に、技術職員としての実務経験要件を充足していない者 567 名（のべ 576 名）が含まれていた。その結果、経営事項審査における技術力の評点が実際よりも高く評価された。

3 不正行為の主な原因

(1) コンプライアンス意識の欠如

- ・資格取得のために建設業法上必要とされる実務経験が不足している従業員の資格申請に当たって、実務経験不足を補うため、他の従業員が従事した工事件名に当該従業員が携わったとして申請していた。
- ・本店の資格申請手続担当部署は、支店等からの相談に際して、実務経験を重複することなく補完するため、実務経験として使用可能な工事件名の一覧表を使用し工事件名等を指定していた。
- ・コンプライアンス意識の欠如から、資格取得申請時に、事実と異なる実務経験を使用することのコンプライアンス上の意味や重大性を十分理解していない者がいた。

(2) 建設業法等に対する理解不足

- ・建設業法に対する知識不足から、資格取得申請時に、事実と異なる実務経験を使用することの建設業法上の意味や重大性を十分理解していない者がいた。
- ・実務経験の解釈に関する誤解*があった。
※ 付帯工事の実務経験証明の手法や工事施工部署における在籍期間の実務経験上の取り扱い等について誤解していた等

(3) 内部統制（チェック体制）が十分機能せず

- ・個人別の実務経験に関するデータ管理が不十分であった。
- ・法務担当部署では、専任技術者の実務経験証明書の作成責任は作成部署にあると認識し、実務経験の年数、添付資料の不足がないか等をチェックしていたものの、実務経験の内容まで確認できなかった。
- ・監理技術者資格や国家資格の取得申請時に記載する実務経験の内容をチェックする機能（担当部署、ルール）がなかった。

4 再発防止策

二度と同様の事案を発生させないよう、国土交通省中部地方整備局のご指導をいただきながら、コンプライアンス意識の向上、建設業法等の知識の向上、内部統制（チェック体制）の強化等にむけた再発防止策を策定し徹底してまいります。

なお、現在、当社では、以下の再発防止策を検討しています。

項 目		内 容
意識改革	コンプライアンス教育	・コンプライアンス指針等を使った従業員教育
	建設業法等の知識の向上	・建設業法の概要や資格取得時の留意点等に関する教育 ・実務経験の内容等に関するマニュアル化・周知 ・建設業法関連業務に関する手引きの改訂・周知
内部統制	組織・運用	・資格取得申請時における実務経験内容の厳正審査 ・責任部署と審査ルートの明確化 ・客観的データとの照合 ・技術者現場配置の適否の確認
	データ管理	・個人の工事経歴を管理するシステムの構築・改善、厳正運用
	育成	・計画的な資格者育成、教育カリキュラムの改善
	ダブルチェック	・申請部署による審査が適切に行われるよう、教育、審査ルール等を徹底するとともに、監理技術者資格申請時に法務部門でも実務経験を確実にチェック

以 上